

平成21年8月20日

## “経営危機の緊急時・・・ モノから現金に経営シフトを”・・・日刊工業新聞8/19掲載記事の引用

日刊工業新聞に下記の記事が掲載されていました。  
経営者の方々には周知のことかと思いますが、念のためご案内申し上げます。  
以下、掲載記事内容

.....  
経営危機の緊急時にはお金の支払いの順位が決められている。手元資金が1,000万円しかなく、支払いが1,500万円だったらどうするか。不足金額の500万円を友人・親類や高利貸しから借りてまで支払うか。足りない時は資金を有効に活用する事が必要ではないだろうか。

まず優先すべきは手形の支払い。不渡りになれば倒産となりかねず、1円の不足も許されない。社員の給与は10～30%は一時的に待ってもらい、残りの資金を作って可及的速やかに支払うことが必要だ。材料費は50%ぐらいは待ってもらえる。在庫を処分し売掛金を回収後、早急に支払おう。公共料金など会社を維持するための費用は1ヶ月ぐらいは待ってもらえる。

金融機関からの借入金返済は、利息のみを約定通り返済する。銀行では、おおむね融資先について四つに分類している。

元金・利息とも約定通りの返済

利息のみ約定通りの返済

利息の一部しか返済できない

元本・利息の返済ができない

元本の返済条件を変更して毎月の支払額を少なくするのは第2分類になり、これを一般的にリスケジュールと言っている。

租税公課については、多少遅れても会社の営業活動に支障が生じることは少ない。長引くと差し押さえなどの強制手段もあるが、交渉によっては分割払いも可能である。

一方、デフレ時代にあって、いかにモノを残す経営からお金を残す経営へ移行するか。企業内部の改善については、

貸借対照表の勘定科目の残高を変える

棚卸資産の管理により在庫を圧縮する

固定資産・投資等を現金化する

- などの方法がある。外部からの調達には、金融機関からの借り入れと、金融機関以外からの二つに分けられる。

金融機関から借り入れる場合は、借りやすい決算書をつくることや、返済金額を少なくするリスケジュールなどの手立てをとることが大切になる。金融機関以外からの調達では増資、少人数私募債、リースの活用などがある。国や地方自治体でも最近の経済環境に対応するため、各種の緊急融資制度を創設してその対策に乗り出している。この制度を利用するために金融機関や信用保証協会等に相談することをお勧めする。

過去一覧

過去の内容をご覧いただける方は左記のボタンをクリックして下さい。

多鹿会計事務所 所員 平戸

メール

お電話でのお問い合わせは平日午前9時～午後5時まで承っています。

多鹿会計事務所

〒675-1332 兵庫県小野市中町320-8 TEL 0794-62-5666 FAX 0794-64-2037

